

平成29年(ワ)第164号, 平成30年(ワ)第55号

福島原発避難者損害賠償請求事件(第3陣)

原告 猪狩弘道ほか

被告 東京電力ホールディングス株式会社

2021(令和3)年6月18日

準備書面(16)

(被告準備書面(10)に対する反論)

福島地方裁判所いわき支部 民事部合議1係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 小野寺 利 孝

同 広 田 次 男

同 米 倉 勉

同 笹 山 尚 人

同 小野寺 宏 一



1 はじめに

被告準備書面(10)について、そのような主張が、これまでの賠償に関する被告の言動と真っ向から矛盾していること、蒸し返すことは信義則に反すること(禁反言であること)は、別の準備書面(14、15)で詳論したとおりである。

本準備書面では、これらの観点に加えて、個別の損害項目の内容を検討してみても、やはり被告準備書面(10)における被告の主張は失当であることを論証するものである。

2 避難慰謝料の終期

被告は、「平成24年以降、避難指示の対象となった多くの原告が帰還または移住により避難を終了していることが確認される。帰還や移住により早期に平穏な生活が回復されている原告らについては、自主賠償基準が区域ごとに定め

た一律の額を下回る慰謝料額が妥当することとなる。」と主張している。

しかし、帰還または移住という物理的変化あるいは住民票上の変化という事実だけで、「避難を終了」「早期に平穏な生活が回復」と評価することは、実態を無視した暴論である。原告ら避難をした者は、避難先で住宅を購入（移住）したとしても、避難先での軋轢や偏見を避けるため息をひそめるように生活しており、避難前と同等の平穏な生活を享受しているわけではない。また、帰還したとしても、インフラ復旧や放射線被ばくによる行動制限などの影響により、やはり避難前と同等の平穏な生活を享受しているわけではない。

したがって、被告が主張するような「避難を終了」「早期に平穏な生活が回復」というのは実態を無視した全くのフィクションである。

また、避難中に死亡した原告についても、過酷な避難生活の中で終末を迎えざるを得なかった（平穏な終末を迎えることができなかった）という点で、精神的苦痛が生じており、総体としての精神的苦痛は、生存者に劣るものではない。さらに、避難終期は、損害総額を算定する一要素であって、損害自体は本件事故発生と同時に一次的に発生している（事後的な事情によってと損害総額は影響されない）とみることもできる。

これらについて、以下のように、上級審（仙台高等裁判所）も、移住や帰還（あるいは死亡）という事実は、避難慰謝料の終期（避難慰謝料の金額）に影響しないと判断している。

● 1 陣仙台高裁判決（46頁以下）

「上記の相当の避難期間より前に帰還したか否かにより、避難生活の継続による慰謝料を認める期間に差を設けることも相当でない。これより早く帰還した原告らも、帰還したからといって通常の生活が直ちに戻るものではなく、避難生活を続ける原告らと比べ、勝るとも劣らない精神的苦痛が続いたと認められるからである。原告として訴えを提起しながら、上記の相当の避難期間が過ぎる前に死亡した者についても、避難生活を続けながら死亡した無念さを考えれば、その点を考慮することにより、上記と同じ避難期間を基礎として、避難生活の継続による慰謝料を算定するのが相当である。」

●生業訴訟仙台高裁（343頁以下）

「避難生活の継続を余儀なくされたことに係る損害は、当審においても月額10万円とした上で算定しているものの、その都度発生する継続的不法行為による損害ではなく、あくまでも過去の一回的事象(本件事故)によって、そのような期間避難生活の継続を余儀なくされたという損害であって、本件事故によって直ちに発生していたものとみるべきであるから、同損害の算定上終期とした平成30年3月よりも前に死亡したとしても、その分を減額すべきではない。」

3 生命・身体的損害

被告は、「診断書上、因果関係が「不明」「なし」とされている中で支払われた生命・身体的損害については、当該支払いに対応する損害が認められず、損害を上回る賠償金が支払われている」と主張している。

しかし、第1陣最終準備書面第2分冊（損害総論）90頁以下で詳論したとおり、既往症を抱えていた場合、避難生活によって、主治医のもとへ通院することが困難になったり、リハビリを受けることができなくなったりしたため、安定していたはずの症状が悪化することがあり得る。

また、避難者に対するアンケート結果によると、「現在の生活困難：健康や介護度が悪化26.8%」、「震災前と比べた現在の健康状態：かなり悪くなった22.5%、やや悪くなった46.9%」など多くの避難者が身体状態の悪化を訴えていることから、避難生活のストレスによって新たな疾病を発症する素地は十分存在している。

さらに、仮に避難生活と既往症悪化や発病との間の因果関係が医学的に不明であったとしても、本件原発事故によって、新たに医師を探さなくてはならなかったり、遠くの病院まで通院せざるを得なかったり、不便な避難先住宅で療養しなければならなかったりという点では、精神的苦痛は生じている。

したがって、たとえ診断書上の因果関係が「不明」「なし」であっても、避難生活によるストレスと既往症悪化や新規疾患発病との間には相当因果関係が認められるのである。そして、被告が「不明」「なし」のケースに対しても医療費等を支払ったという事実は、被告自身も相当因果関係があることを認めたことに他ならない。

4 住宅確保損害

被告は、住宅確保損害の趣旨は、「財産的損害の賠償としてではなく、まさに避難生活を終了して生活再建を図り平穏な生活を回復するための資金」「精神的損害に対する賠償として、当然に慰謝料の認定額から控除される」と主張している。

しかし、被告自ら「住宅確保損害」と銘打っておきながら、それを精神的損害と同視するのは、日本語の解釈として成立しない。被告が依拠する中間指針第4次追補も、「1 避難費用および精神的損害」という項目とは別に、「2 住宅確保に係る損害」と項目立てされており、両者が別の性質であることを前提としているし、「住宅（建物で居住部分に限る。）取得のために実際に発生した費用」「宅地（居住部分に限る。）取得のために実際に発生した費用」と不動産賠償の一環であることを明示している（精神的損害の一環である旨の記載はない）。

本件事故による居住用不動産及び家財道具の損害については、交換価値の賠償では被害者救済の目的を到底達することはできず、むしろ、被害者らをして、本件事故前と同程度の利用状態の原状回復を可能にするという観点から、再調達費用（再取得価格賠償）を認めるべき必要性和合理性がある。

そもそも、第1陣最終準備書面第2分冊（損害総論）415頁以下で詳論したように、理論的に考えても、本件事故による居住用不動産及び家財道具の損害については、交換価値の賠償では被害者救済の目的を到底達することはできず、むしろ、被害者らをして、本件事故前と同程度の利用状態の原状回復を可能にするという観点から、再調達費用（再取得価格賠償）を認めるべき必要性和合理性がある。

これについて、山木屋判決493頁以下は、原告側の請求額を認めなかったものの、住宅確保損害が居住用不動産賠償の一部であることを前提とした判断を下している。

5 物品購入費

被告は、避難先での物品購入費は、「精神的損害に含まれる生活費増加分や家財賠償によって損害が填補されている」と主張している。

（1）生活費増加分との関係

しかし、中間指針は、月額10万円の慰謝料に生活費増加分が含まれると言及

しながらも、その具体的金額を明らかにしていない(そのような主張をするのであれば、被告の側で明らかにすべきである)。また、月額10万円という金額は、原陪審の議論によると、自賠責保険の慰謝料(1日4200円、月額12万～13万円)を参考に決めたとされているから、たとえ生活費増加分が含まれているとしても、微々たる金額のはずである。

そもそも、原告らは、請求原因として避難慰謝料の中に生活費増加分を含めておらず、その結果として関連する1陣判決や山木屋判決は、月額10万円の避難慰謝料を認定し、同額の既払金を控除している。したがって、これら判決では、そもそも避難慰謝料の中で生活費増加分は考慮されていないのであるから、月額10万円には生活費増加分が含まれているという被告の主張は、議論の前提を欠いている。

(2) 家財賠償との関係

被告の主張は、被告基準による避難前住居内の家財賠償が十分であることを前提としているが、多くの原告らは、全国平均よりも広い住居に住んでいたため、決して十分な家財賠償ではない。このことは、被告自ら、避難前住居内の家財賠償とは別に、避難先での物品購入費を賠償しているという事実によって裏付けられている。

また、1陣いわき支部判決においても、「原告らが避難先で新たに生活を始めるに当たり、各種の家財を購入する必要があるとしても、被告は、「避難費用」として避難先で購入したテレビ、冷蔵庫、ソファ、マットレス等に係る賠償に応じていること(弁論の全趣旨)に照らすと、少なくともその限りで本件事故に係る損害賠償を要する範囲にある損害の賠償は実施されているものと認めることができる。」(299頁)として、重複しないことを前提に損害を認定している。

以上のように、避難先での物品購入費の賠償は、避難前住居内での家財賠償とは重複しない。

6 就労不能損害における特別の努力

被告は、「「特別の努力」分については、差額説に基づいて算定される損害額を超えてなされた」と主張している。

しかし、大阪地裁平成25年12月3日判決・交民46・6・1543が「本来は休業等により減収が発生してもおかしくない状況において、本人や同僚の

特段の努力によって減収を回避した場合には、一定の割合で休業損害の発生を認めるのが公平に資するものである」と述べているように、「特別の努力」によって減収しなかった場合に休業損害を認めることは、交通事故損害賠償など実務上も認められている。

本件事故による原告らは、着の身着のまま突如として長期間の避難生活を強いられ、家族の離散、先の見えない不安など過酷な精神的ストレスを抱えながら稼働していたのであるから、まさに「特別の努力」を強いられていたといえるし、その「特別の努力」の度合いは、交通事故被害者よりも大きいというのは容易に想像できる。

したがって、被告の主張は、損害賠償実務および原告らの実体を無視した暴論である。

7 簡易方式・包括請求方式

被告は、避難費用、帰宅転居費用、一時立入費用、家族間移動費用、検査費用、住宅補修清掃費用、家財賠償などの簡易方式・包括請求方式による損害項目について、「対象期間における実際の支出の有無や金額を確認することなく支払われている」と主張している。

しかし、これらの項目は、何の裏付けもなく支払われたものではなく、一般的類型的な避難者について生じ得る支出額を、経験則等によって合理的に算定したものである。現実問題としても、過酷な避難生活を送っている避難者について、すべての領収書を保存・整理することを求めることは不合理であって、このような簡易方式・包括請求方式を採ることは合理的である（そもそも被告の発案である）。交通事故損害賠償実務においても、たとえば入院雑費や葬儀費用などは、証憑がなくても、一定額が損害として認定されている（入院雑費一日1500円、葬儀費用150万円、いわゆる赤い本参照）。

また、仮に損害を受け取りながら現実には支出していなかったとしても、その分の不自由や精神的苦痛を受けているのであるから、不当な利益を得たわけではない。たとえば、一時立入費用を受け取りながら現実には一時立入をしなかったとしても、一時立入できなかったことにより重要書類を回収できない不自由を受けたり、自宅を見ることができない精神的苦痛を被っているのである。

このように損害を認定しても、以下のように民訴法248条の趣旨に照らせ

ば、訴訟法上、何ら審理不尽ではない。

●草野芳郎『民事訴訟法判例百選〔第4版〕』125頁

「民訴法248条は、平成8年の新法によって認められたものである。その趣旨は、損害の発生は認められるにもかかわらず、具体的損害額が証明されないときは損害額の立証がないという理由で棄却されるというのが従来の方（略）であったが、それでは、不当に権利救済の道を閉ざすことになるし、当事者の公平にも反するので、そのような場合にも相当な損害額を認めることが可能になるようにしたものである。」

「民訴法248条についての最高裁判例としては、最判平成18・1・24（略）と最判平成20・6・10（略）がある。いずれも、積極的に民訴法248条を使って損害額を認定しろというもので、損害額の認定ができないとの理由で請求を棄却した原判決を破棄し、原審に差し戻したものである。今後、ますます、損害額の認定が困難な事例に積極的に民訴法248条を適用する裁判例が増加していくものと思われる。」

●加藤慎太郎『民事訴訟法判例百選〔第5版〕』124頁以下

「損害の発生は認められるが、損害額を算定する根拠につき個別的・具体的な立証が困難である場合に、損害額につき厳格な立証を要求すると、原告に不当に不利益になることがある。これでは当事者の公平の要請に反するし、社会の納得も得られにくい。そこで、このような場合に、裁判所は、口頭弁論の全趣旨および証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができるとした規定が、民訴法248条である。」

「民訴法248条は、行為規範としてだけでなく、評価規範として機能する（略）。すなわち、原告に損害が発生したことが認められる場合、損害額の立証が極めて困難であったときには、裁判官は、248条により相当な損害額を認定しなければならないのである。」

これについて、1陣いわき支部判決は、「家財の滅失毀損という損害の発生は認められるものの、損害の性質上その額を立証することが極めて困難である場合に当たるといふべきであるから、民訴法248条の規定により、相当な損害を

認定すべきである。」(297頁)と判断し、1陣仙台高裁判決も「財物損害については、被告が支払い義務を認める限度で認められ、それ以上の財物損害は認められない」(52頁)として原審の判断を是認している。

8 不動産賠償

被告は、「避難指示が解除されれば不動産を使用、収益または処分することに支障はなく、現に元の居住地に帰還し生活を送っている住民もいるのであって、不動産(特に土地)について本件事故から6年(7年2か月)の経過をもってその価値の全てが失われたものと一律にみなすこと自体が不動産の価値に関する実態と乖離している」「所有権は原告らに残置され、避難指示解除後に帰還して利用・処分することが可能である」と主張している。

しかし、「避難指示が解除されれば不動産を使用、収益または処分することに支障はなく」というのは全くのフィクションであって、経済的な観点でも、公衆衛生的な観点(放射線汚染的な観点)でも、心理的な観点でも、本件原発事故前と同等に使用、収益、処分できるはずがない。6年以上、自由に使用、収益、処分ができなければ、不動産としての価値は滅失したと評価することに何ら不合理性はない。その裏付けとして、被告自ら、全損(あるいは72分の60)扱いしているのである。

また、所有権を原告らへ留保したのは、被告自らによる権利の放棄であって、そのことによって原告らが不当な利益を得ているかの如き言われる筋合いはない。たとえ原告らが、所有権を留保された不動産を処分したり、住宅確保損害によって複数の住宅を購入したとしても、被告との合意によって得た財産権の行使であって、合意後の行為について被告から責められる筋合いはない(そもそも、被告が決めた基準に基づくものであるから、被告の予測範囲内の出来事である)。

なお、被告の基準・方式による不動産賠償について、1陣いわき支部判決は、「このような前記(2)の評価方法は、それぞれの理由に応じて合理的であると認めることができる。」(290頁)と判断し、1陣仙台高裁判決も「財物損害については、被告が支払い義務を認める限度で認められ、それ以上の財物損害は認められない」(52頁)として原審の判断を是認している。

9 小括

以上のように、損害項目毎に検討してみても、原告らに損害は発生しているの
であって、それについて被告自ら設定した基準に従い、賠償額を合意・受領して
いるのである。

仮に、支払い額よりも実損害額が低いとしても、基準や請求方式を設定したの
は被告自身であるから、そのような事態が生じることを想定できたといえ、非債
弁済（民法704条）に該当するため、原告らに返還義務は生じない。

したがって、いずれの観点からみても、被告の主張は明らかに失当である。

以上